

## ブルガリア共和国

特許庁の所在地：

Patent Office of the Republic of Bulgaria  
52 B, Dr. G. M. Dimitrov Blvd. 1040  
Sofia

Tel : 359 2 970 1175

Fax : 359 2 873 5182

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

### < 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

### <意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

### <商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## **共通情報**

### **1. 加盟している産業財産権関連の条約**

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (7) 世界貿易機構 (WTO)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (9) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (10) 意匠の国際寄託に関するヘーグ協定 (Hague Agreement)
- (11) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (12) 商品に関する虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定 (Madrid Agreement)
- (13) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定 (Nice Agreement)

### **2. 現地代理人の必要性有無**

ブルガリア国内に住所や居所を有していない出願人は、登録された現地代理人を選任しなければなりません。

### **3. 現地の代理人団体の有無**

不明

### **4. 出願言語**

ブルガリア語

### **5. その他関係団体**

不明

## 特許制度

### 1. 現行法令について

2008年3月1日施行の2007年7月の改正法が適用されています。

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出します。

#### (2) 明細書・クレーム及び要約 (Specification, Claims & Abstract)

ブルガリア語以外の言語でも出願することができます。

この場合、出願日から3ヶ月以内にブルガリア語の翻訳文を提出する必要があります。

#### (3) 必要な図面 (Drawings)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

#### (5) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

国内優先権制度も設けられています。

#### (6) 対応出願がされている場合、出願国のリスト

### 3. 料金表 (単位: ユーロ (EUR)) (現地代理人手数料含みます)

(1) 出願料金	480
・10以上1クレーム当たり追加料金	25
(2) 方式審査及び予備審査料金	75
(3) 特許付与料金	130
(4) 年金:	
1年度	65
2年度	65
3年度	65
4年度	65
5年度	150
6年度	190
7年度	215
8年度	240
9年度	290
10年度	330

11年度	420
12年度	470
13年度	520
14年度	570
15年度	620
16年度	700
17年度	750
18年度	820
19年度	950
20年度	1250

#### 4. 料金減免制度について

料金減免制度の規定が存在するか、不明です。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査を採用しております。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度を採用しております。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度を採用しております。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 出願書類が提出されると、方式的要件、出願の単一性、特許要件について審査が行われます。

方式的要件を満たしていないと判断された場合、方式指令が発せられ、出願人はその日から3ヶ月以内に不備を是正するよう求められます。

- (2) 発明が単一性の要件を満たしていないと判断された場合、また発明が不特許事由に該当すると判断された場合には、その旨の通知がされ、出願人はその日から3ヶ月以内に、分割出願や補正をすることができます。

<不特許事由>

次のように規定されております。

- ① 発見、科学的理論および算術的方法の場合
- ② 情報の提示に過ぎない場合
- ③ コンピュータプログラムの場合
- ④ 計画や規則又は精神的活動に関する遂行方法の場合
- ⑤ 美術的な創作物の場合

⑥ 公序良俗に反する場合

(3) 出願公開

- ① 出願は、出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後、公開されますが、早期公開の請求も認められています。
- ② この出願公開により仮保護の権利が発生し、出願公開から特許権発生までの期間に、出願に係る発明を実施した者に対して、出願人は特許権設定登録後、補償金を請求することができます。
- ③ なお、出願公開された発明の特許性に関して、意見を有する者は、所謂情報提供することができます。

(4) 実体審査

- ① 調査及び審査請求制度が導入されております。この請求は、出願日（又は優先日）から13ヶ月以内にしなければなりません。

なお、上記請求と同時に審査等料金を納付できなかった場合、請求書提出後1ヶ月以内に、割増料金を納付することができます。

審査等の請求書は提出されているが、料金が納付しなかった場合、出願人は特許出願を実用新案登録出願に変更することができます。

審査請求がされなかった場合には、特許出願は取り下げられたものとみなされます。

上記期限内に請求があり、当該料金が納付された場合には、新規性、進歩性及び産業上の利用性について審査が行われます。

- ② 新規性の内容について説明します。

- ・ 新規性を有するには、出願日（又は優先日）前に、出願に係る発明が世界のいずれかにおいて、書面により、又は使用されたことにより、公衆に入手可能な状態にされていないことが必要です。

なお、わが国の特許法29条の2と同様な規定も導入されております。

- ・ 新規性喪失の例外：

i) 出願日（優先日）前、6ヶ月以内における特許を受ける権利を有する者により、又は特許を受ける権利を有する者の意に反する行為による発明の公表の場合。

ii) 出願日（優先日）前、特許を受ける権利を有する者が国際博覧会に出品したことにより、発明が公表された場合。

- ③ 進歩性については、新規性のない発明に基づいて、出願日（又は優先日）前に当業者が容易に発明をすることができなかった場合には、進歩性を有すると、判断されます。

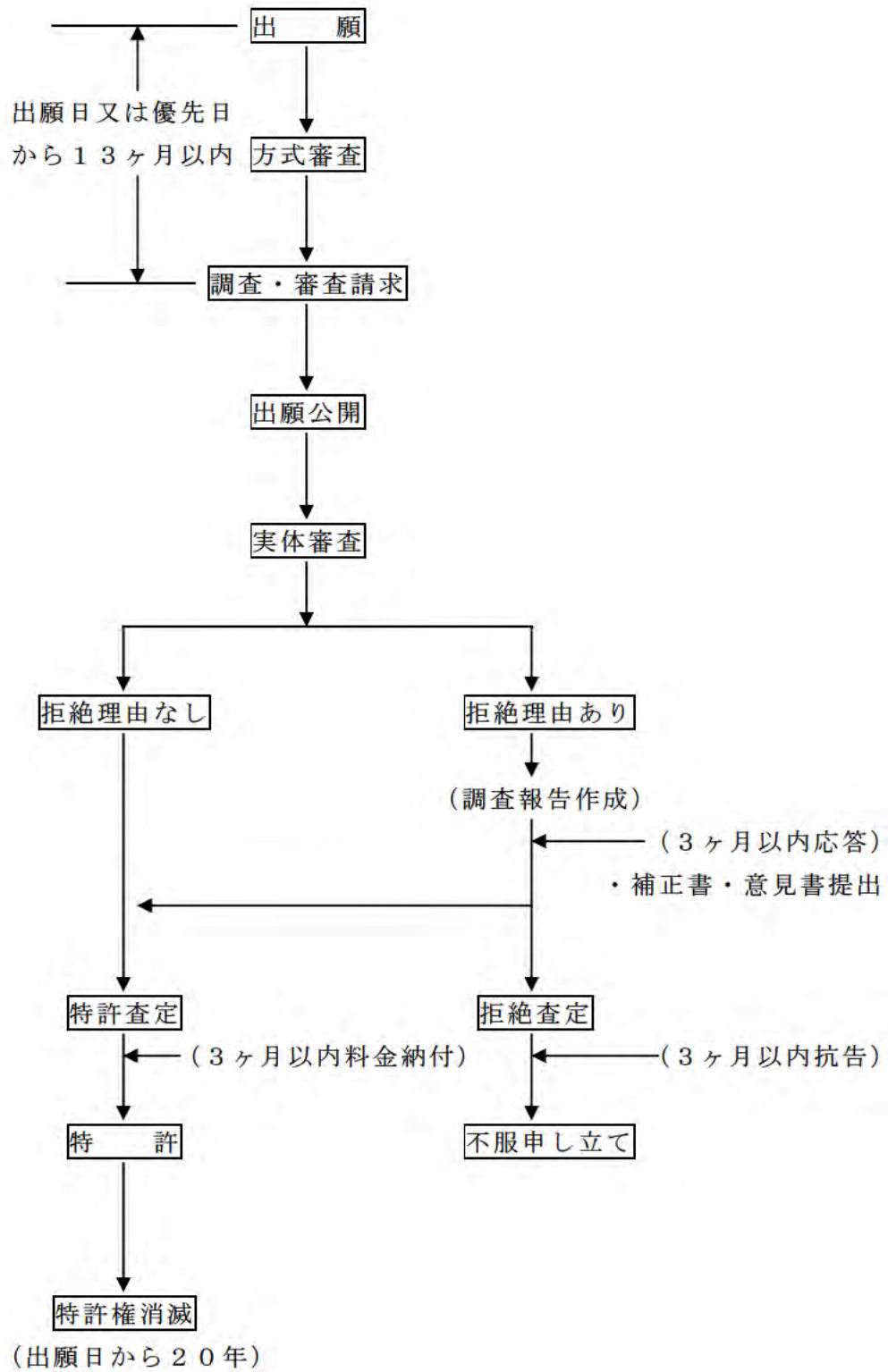
- ④ 産業上の利用性については、発明がいずれかの産業分野で反復して製造することができ、又は実施することができる場合には、産業上の利

用性を有すると、判断されます。

- ⑤ 出願に係る発明は、上記特許要件について審査され、その結果として調査報告書が作成されます。
- ⑥ 新規性等を有しないと判断された場合には、拒絶理由通知が出願人に発せられ、この通知の日から3ヶ月以内に、意見書や補正書を提出することができます。この3ヶ月の期間は、請求により更に3ヶ月間、2回延長を求めることができます。
- ⑦ 上記拒絶理由通知に対して、応答後なおその理由が解消されていないと判断された場合、出願は最終的に拒絶されます。
- ⑧ 分割出願：
- ・ 審査の結果、出願の単一性を満たしていないと判断された場合には、その通知の日から3ヶ月以内に分割出願をすることができます。
  - ・ 自発的に行う場合は、特許付与又は拒絶の決定の日までにすることができます。
- ⑨ 補正：
- 特許付与の決定（特許査定）があるまで、明細書等の補正をすることができます。
- ⑩ 出願変更：
- 特許出願について決定があるまで、実用新案出願に変更することができます。
- ⑪ 特許付与：
- ・ 審査の結果、拒絶理由が発見されなかった場合、特許付与の決定がされます（特許査定）。
  - ・ 上記特許付与の決定の通知受領日から3ヶ月以内に、特許料金を支払うことにより、特許の旨が公報に公表され、特許証が発行されます。
- なお、この3ヶ月の期間内に特許料金の納付がなかった場合には、出願は拒絶されます。
- ⑫ 不服申し立て：
- 拒絶査定等の決定に対して不服を有する者は、当該通知の受領日から3ヶ月以内に、特許庁の紛争部に対して不服を申立てることができます。



出願から登録までのフローチャート



## 9. 存続期間及び起算日

特許権存続期間は、出願日から20年で、特許権の設定登録日より発生します。年金は、特許付与後に納付義務が生じます。

## 10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類： 次のブルガリア語による翻訳文の提出が必要です。
  - ・明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
  - ・19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文
- (3) 国内手数料は、優先日から31ヶ月以内に納付する必要がありますが、この期間内にブルガリア語による翻訳文が提出されなかった場合には、特許庁からの通知の日から3ヶ月以内にその翻訳文を提出することができます。

## 11. 留意事項

### (1) 出願の際

①ブルガリア国では、パリルート、PCT国際出願又はEPC出願により、発明の保護を求めることができます。従いまして、どのルートにより特許を取得するか、特許になるまでにかかる費用、特許になるまでの時期及び特許となった場合の権利の安定性等を総合的に判断する必要があると思われれます。

②手続言語は、ブルガリア語ですので、特許庁からの通知には必ずそれに対応する英語訳文を添付してもらうようにすべきでしょう。出願に係る書誌的事項の確認のためです。

### (2) 出願後審査中

①調査及び審査請求制度が導入されております。この請求は、出願日又は優先日から13ヶ月と短い期間になっておりますので、この期限徒過を防ぐために、出願と同時に請求することを勧めます。

②拒絶理由通知を受け取る場合には、必ず特許庁からの当該通知書及びその英訳文も併せて送付してもらうようにすべきでしょう。拒絶通知書の日付から、3ヶ月間の応答期限確認のためです。

③特許査定になった場合には、必ず最終的なクレームの英訳文も作成して送付してもらうようにすべきでしょう。クレームがブルガリア語だけだと、不安感も生じ、後日権利行使等をする際における、クレームの解釈のズレを解消しておくためです。

### (3) 特許後

EPC出願ルートによりブルガリア国で特許を取得するためには、EPC出願の特許付与の公告日から3ヶ月以内にEPC特許の明細書等のブルガリア語による翻訳文

を提出する必要があります。この期限内に翻訳文が提出されなかった場合には、ブルガリア国における特許の効力は発生しませんので、その期限管理には十分留意する必要があります。

## **実用新案制度**

### **1. 現行法令について**

2006年11月9日に施行された改正法が適用されています。

### **2. 実用新案出願時の必要書類**

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、  
国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

#### (2) 明細書、請求の範囲及び要約 (Specification, Claims & Abstract)

#### (3) 図面 (Drawings)

図面は、出願時の必須書面ではありません。

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

#### (5) 優先権証明書 (Priority Document)

特許出願の場合と同様です。

### **3. 料金表 (単位：ユーロ＝EUR) (代理人手数料も含む)**

出願料金	300
方式審査料金	200
出願人の請求による調査料金	200
出願人の請求による実体審査料金	200
登録証付与料金	130
年金：	
・ 5年度～7年度(各年度当たり)	500
・ 8年度～10年度(各年度当たり)	800

### **4. 料金減免制度について**

料金減免制度の規定が存在するか、不明です。

### **5. 実体審査の有無**

実体審査は採用しておりません。

### **6. 出願公開制度の有無**

出願公開制度は採用しておりません。

### **7. 審査請求制度の有無**

新規性調査を請求する制度が導入されています。

## 8. 出願から登録までの手続の流れ

実用新案とは、物品（製品・装置・機械等）の形状や要素の改良に関して、構造的・技術的な特徴を有する物と、定義されています。

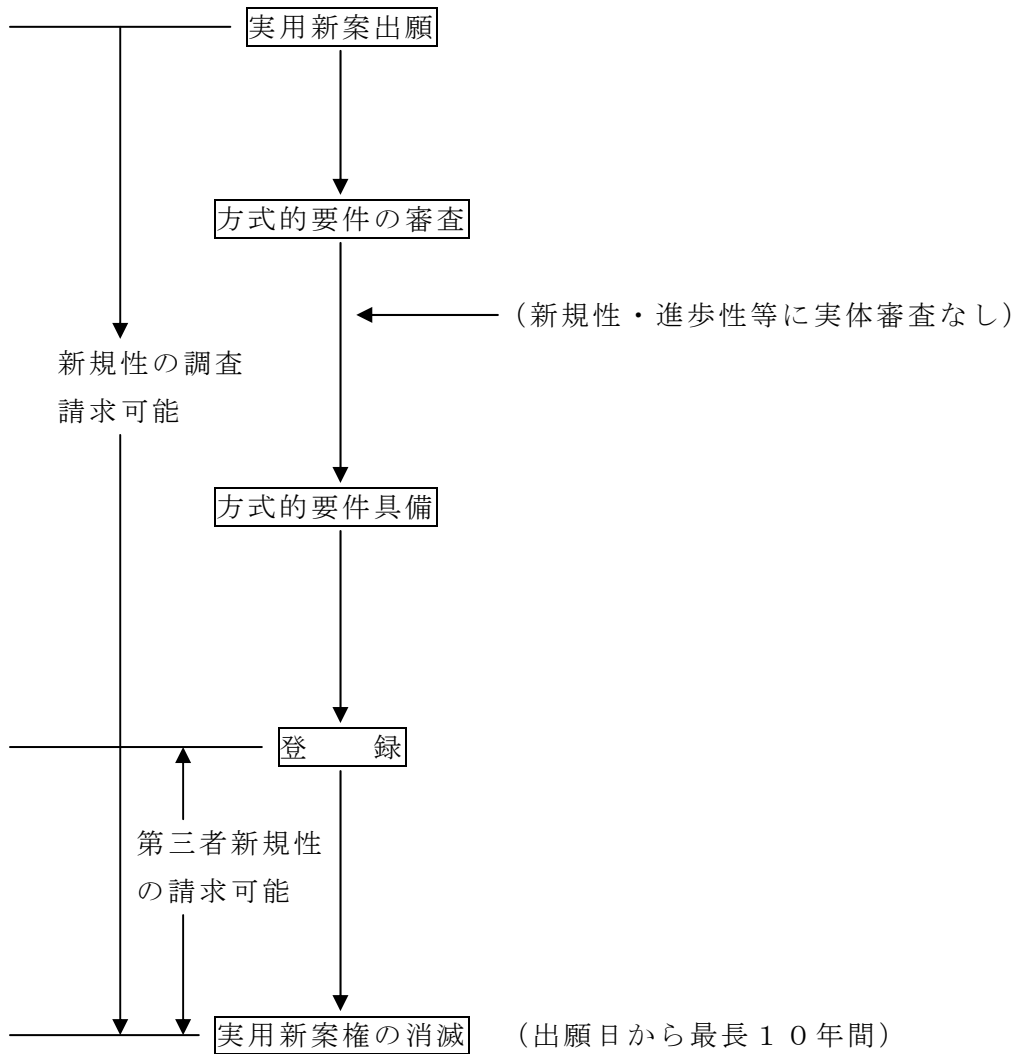
方法や化合物は実用新案として保護を受けることはできません。

- ① 実用新案の登録出願は、先ず方式的要件の審査が行われます。
- ② 方式的要件を満たした出願は、次の内容について審査されます。
  - ・明細書に1以上の実施態様を含んでいるか否か、出願時において出願人が知っている先行技術が開示されているか否か。
  - ・クレームが明確かつ簡潔に記載されているか否か、明細書によりサポートされているか否か。
  - ・要約の記載が、発明の内容を簡潔に纏められているか否か。
  - ・出願の単一性を満たしているか否か。
  - ・保護を求める対象が、方法や化合物であるか否か。
- ③ 出願が上記内容に該当する場合、出願人に拒絶理由通知が発せられ、その通知日から3ヶ月以内に補正をすることができます。

上記拒絶理由通知に対して、拒絶が解消できなかった場合には、出願は最終的に拒絶されます（拒絶査定）。
- ④ 審査の結果、上記の内容が発見されなかった場合には、登録査定通知が発せられ、その通知の日から1ヶ月以内に登録証発行料金等を納付することを求められます。

なお、この1ヶ月以内に登録証発行料金等を納付しなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされます。
- ⑤ 上記料金等が納付された場合、登録原簿に実用新案権として登録されます。
- ⑥ 新規性の調査（技術水準の調査）の請求：
  - ・出願人は、必要な料金を納付することにより、新規性の調査を請求することができます。また、何人も実用新案権の存続期間中、必要な料金を納付することにより、新規性の調査を請求することができます。
  - ・上記調査の請求があった場合、調査報告書が作成され調査請求人に送付されます。
- ⑦ 特許出願及び実用新案登録出願（並行出願）：
  - ・特許出願人は、一定の時期的要件下、特許出願の出願日及び優先日を保有して、同一の発明に関し、実用新案登録出願をすることができます。但し、特許出願の出願日から10年経過後は行うことができません。
  - ・なお、特許出願を実用新案登録出願に変更することができますが、実用新案登録出願を特許出願に変更することはできません。

出願から登録までのフローチャート



## 9. 存続期間及びその起算日

最長で出願日から10年です。実用新案権は、設定登録日から発生します。

## 10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

規定が存在するか、不明です。

## 11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

PCT 出願において、ブルガリアを指定した場合実用新案として保護を求めることができます。

(1) 国内段階移行時期： 優先日から31ヶ月以内です。

(2) 提出すべき書類： ブルガリア語による翻訳文の提出が必要です。

国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明

19条補正書及び陳述書

34条補正書等

## 12. 留意事項

特許出願の場合と同様です。

## **意匠制度**

### **1. 現行法令について**

2006年9月5日改正の意匠法が適用されています。

### **2. 意匠出願時の必要書類**

- (1) 願書（出願人及び創作者の氏名及び住所）
- (2) 意匠を表す図面または写真
- (3) 意匠を表す最も特徴的な図
- (4) 委任状（認証は不要）
- (5) 優先権証明書（出願日から3ヶ月以内）

### **3. 料金表（単位：ユーロ。代理人費用含む）**

(1) 意匠出願手数料	300
(2) 審査手数料	200
(3) 意匠登録	300
(4) 更新	
* 10 - 15年	500
* 15 - 20年	550
* 20 - 25年	600
(5) 無効請求	700

### **4. 料金減免制度について**

料金の減免制度は採用されておりません。

### **5. 実体審査の有無**

意匠出願は新規性についての実体審査が行われます。

### **6. 出願公開制度の有無**

出願公開制度は採用されておりません。

### **7. 審査請求制度の有無**

意匠出願の審査請求制度は採用されておりません。

### **8. 出願から登録までの手続の流れ**

(1) 意匠出願は、最初に出願に必要な書類の様式等に関する要件を具備しているか否かの方式審査が行われます。具備していない場合には、3ヶ月以内に完備



しなければ出願は拒絶されます。

(2) 次に、新規性、独自性を有しているか否かの実体審査が行われます。以下の場合には新規性を有しないものとみなされます。

<新規性のない意匠>

①出願前に世界のいずれかで登録された意匠と同一類似の意匠。

②出願前に世界のいずれかで刊行物に記載され、又は実施された意匠と同一類似の意匠。

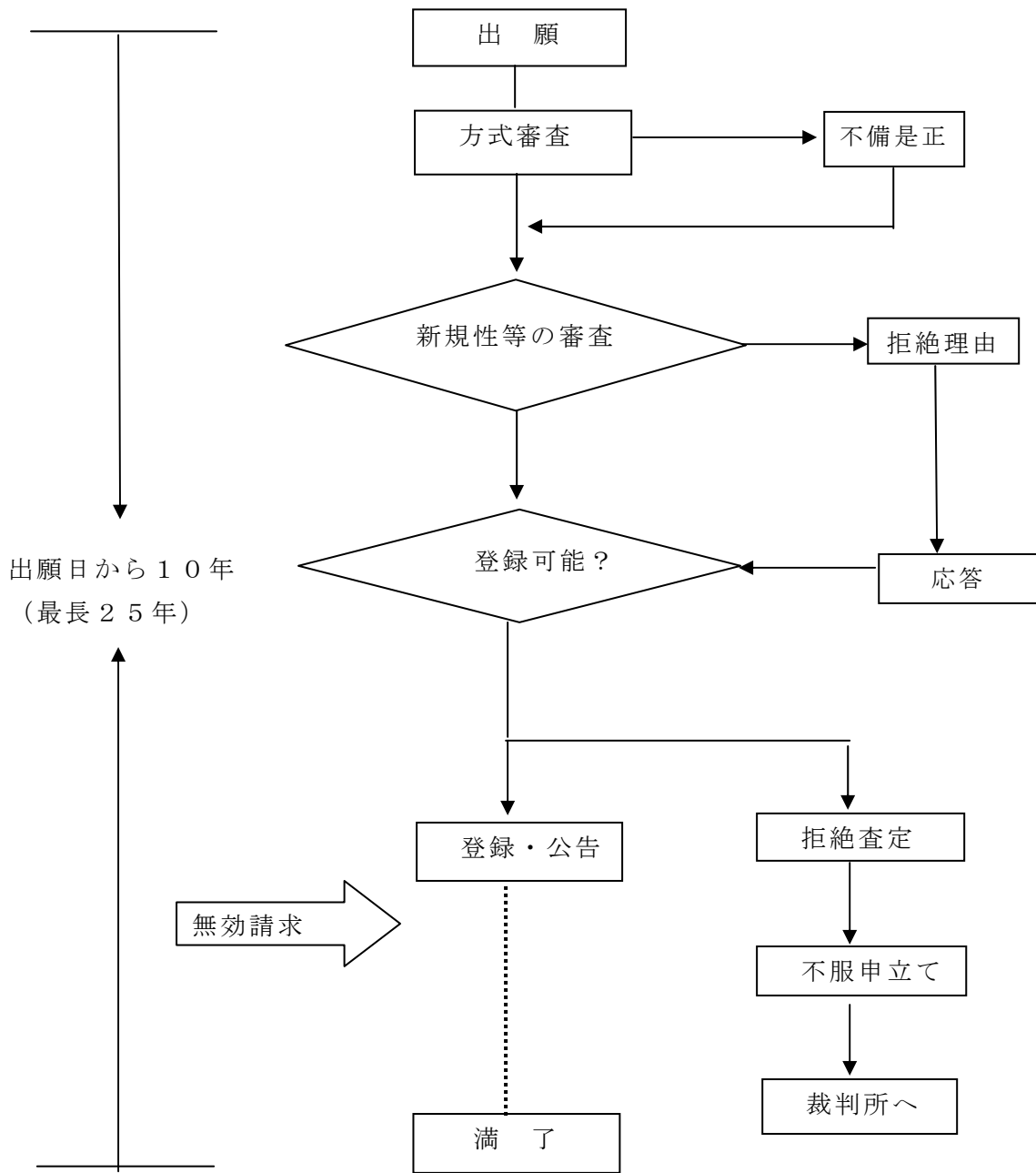
但し、創作者自身（又はその承継人）による出願前12ヶ月以内の意匠の開示によって新規性は喪失しません。独自性については以下の通りです。

<独自性>

ある意匠の事情に通じた消費者に与えられる全体的印象が、出願前に公衆の利用に供された意匠によって与えられる全体的印象と異なっている場合には独自性が認められます。

実体的要件を満たしていない場合には出願は拒絶され、その不備を是正すべく3ヶ月の応答期間が与えられます。意匠出願が最終的に拒絶された場合には、出願人はその拒絶査定の通知から3ヶ月以内にソフィアの裁判所に対して不服申立てを行うことができます。さらに、その判決に対して不服を有する場合には、最高裁判所に上告することもできます。

一方、拒絶理由が発見されない場合には登録査定がなされます。意匠出願については、異議申立制度は採用されておりませんので、登録料の納付があると意匠出願は登録され、その旨が官報で公表されます。その後、登録証が意匠権者に発行されます。



## 9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は出願日から10年です。存続期間は5年ごとに3回延長することができますので、最長で出願日から25年となります。

## 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

## 11. 留意事項

### (1) 保護対象

意匠とは、工業的意匠を意味し、製品の外観であって、その形状、線、輪郭、装飾、色彩又はそれらの組み合わせに係る固有の特徴に起因するものをいいます。また、「製品」とは、工業製品又は工芸品をいい、複合製品に組み込む予定の部品、物品の組物又は構成物、包装、図形的表象及び印刷書体（タイプフェイス）を含みますが、コンピュータプログラムは含まれません。

### (2) 意匠登録の取消し

意匠登録後、当該意匠登録の出願前に意匠の準備の実施をしていた者、又は利害関係人は、意匠登録の取消しを請求することができます。取消し請求は特許庁に対して行います。特許庁の決定に不服がある場合には、当事者は3ヶ月以内に裁判所に不服申し立てを行う必要があります。

## 商標制度

### 1. 現行法令について

2006年9月5日改正の意匠法が適用されています。

### 2. 商標出願時の必要書類

- (1) 願書（出願人の住所及び氏名）
- (2) 商品・サービスのリスト及びそれらの区分
- (3) 商標見本：商標が標準文字以外の場合には商標見本を提出しなければなりません。音響商標の場合には、楽譜の提出が必要です。
- (4) 優先権証明書（必要な場合）：出願日から3ヶ月以内。
- (5) 委任状（認証不要）

### 3. 料金表（単位：ユーロ。代理人費用含む）

(1) 商標出願手数料	
* 3区分まで	500
* 4区分以降（1区分につき）	70
(2) 早期審査	200
(3) 登録料	400
(4) 更新	
* 3区分まで	350
* 4区分以降（1区分につき）	60
(5) 異議申立て	700
(6) 拒絶に対する不服申立て	2400

### 4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されていません。

### 5. 実体審査の有無

商標出願については実体審査が行われます。

### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

### 7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

## 8. 出願から登録までの手続の流れ

商標出願は方式審査の後、出願公告されます。公告日から2ヶ月間、第三者は異議申し立てが可能となります。その後、異議申し立てがされたか否かに関わらず、不登録事由（＜絶対的拒絶理由＞及び＜相対的拒絶理由＞）についての審査が行われます。主な不登録事由は以下のとおりです。

### ＜絶対的拒絶理由＞

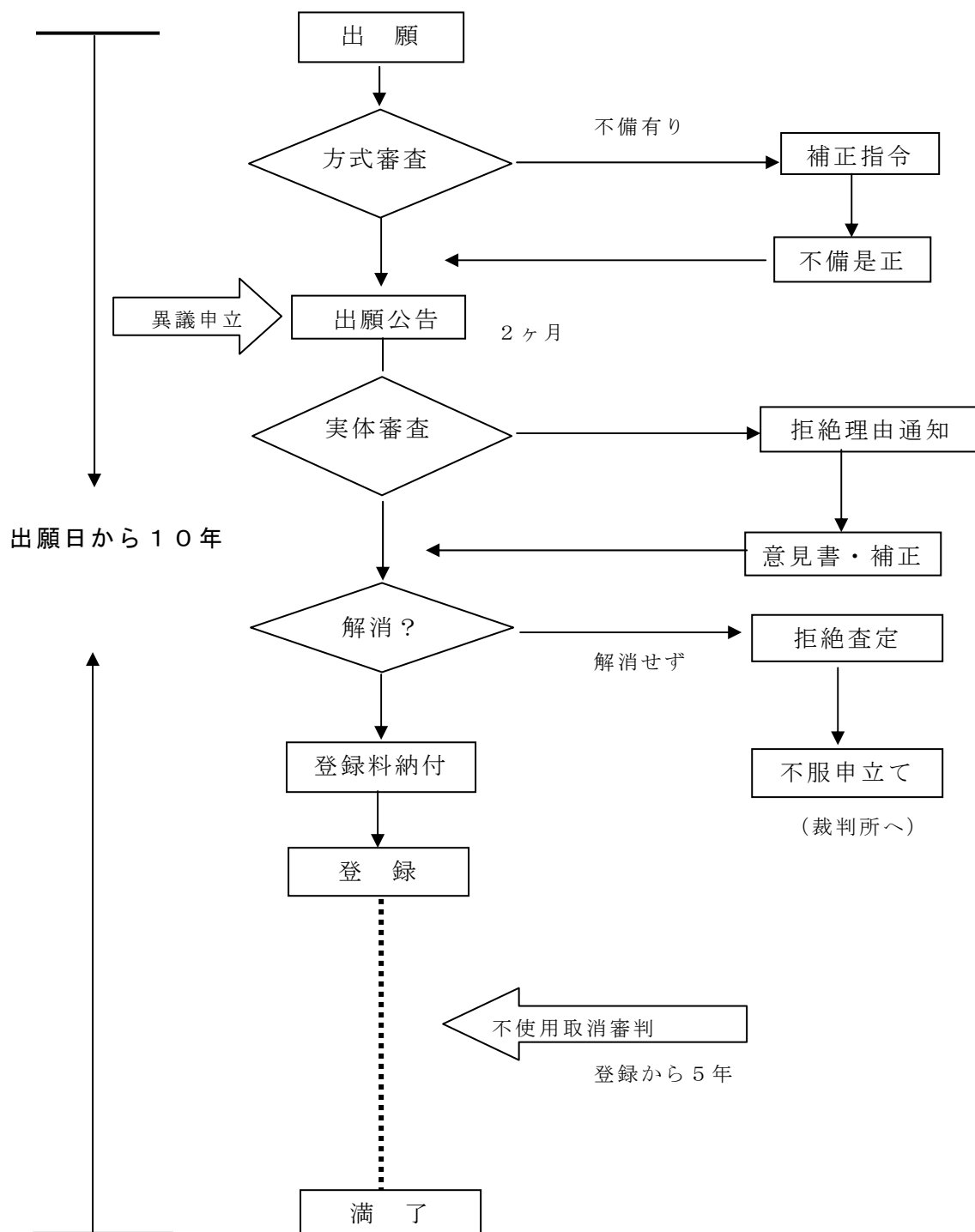
- (1) 商品の品質・原産地等を表示する標識のみによって構成される識別性のない商標
- (2) 公共の利益又は社会道徳に反する商標
- (3) 国の紋章、記章、印章又は国家、国際機関もしくは政府間機関の紋章からなる商標

### ＜相対的拒絶理由＞

- (1) 他人の登録商標と同一又は類似であって同一又は類似の商品について使用する商標
- (2) 他人の登録商標と出所の混同を生ずるおそれがある商標

商標出願が不登録事由に該当するときは出願人にその旨が通知され、意見書及び補正書を提出する機会が与えられます。意見書及び補正書が提出されてもなお不登録事由が解消されていない場合には拒絶の査定がなされます。拒絶の査定に対してはソフィア市裁判所に訴えを提起することができます。

商標出願が不登録事由に該当しないときは商標登録されます。登録された商標は商標公報に掲載されます。



## 9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は出願日から起算して10年で満了します。存続期間は10年毎に更新することができます。存続期間を更新するためには、存続期間の満了前に更新登録出願をしなければなりません。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

## 1 1. 保護対象

ある者の商品・サービスを他者のそれと区別することができ、かつ、図形的に表示することができる標章が保護対象となります。「標識」には、語(人名を含む)、文字、数字、図面、物品若しくはその包装の形状、色彩の組み合わせ、音響信号又はそれらの要素の組み合わせが含まれます。

## 1 2. 留意事項

### (1) 不使用による取消

登録商標が指定された商品又はサービスについて5年以上使用されていないときは第三者の請求により登録を取消されることがあります。

### (2) 譲渡

改正により、営業を伴わない商標権の自由譲渡が認められるようになりました。譲渡は、登録簿に登録された日からその効力が生じます。